

国不入企第43号
令和7年1月31日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

建設業退職金共済制度における電子申請方式と証紙貼付方式の併用について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴団体におかれても、ご協力をいただいているところです。

今般、建退共制度の電子申請方式の積極的な活用を促すため、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和3年3月30日付雇均発0330第4号・国不建整第184号）及び「「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について」（令和3年3月30日付雇均勤発0330第1号・国不建整第186号）の改正を行い、元請事業主が建退共制度関係事務を下請事業主から受託する際に、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない旨について、建設業者団体に対して通知（別添1・2）を行っているので、参考まで送付いたします。

つきましては、貴団体傘下の企業へ周知していただき、各企業におかれても、建退共制度の意義、運用徹底の趣旨、電子申請方式の一層の利用促進及び建設キャリアアップシステムとの連携の意義等を踏まえた建退共制度の適正履行について協力されるとともに、下記について、引き続きご協力及びご配慮をお願いいたします。

記

1. 建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇

用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要であること。

2. 建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解されること。

以上

令和7年1月31日
雇均発0131第1号
国不建振第148号

各建設業者団体の長 殿

「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」の一部改正
について

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。

建退共制度における電子申請方式の導入等については、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和3年3月30日付雇均発第0330第4号・国不建整第184号。以下「導入通知」という。）等により、周知及び活用促進等を図ってきたところである。

こうした中、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正等に基づき、令和6年12月13日に公表された「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」等において、建退共制度に係る確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式の一層の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進を図るとともに、建設業者においても電子申請方式等を積極的に活用すべきことが位置づけられた。

これを踏まえ、導入通知について、電子申請方式の活用を促進する観点から、下記及び別添のとおり改正するので、貴団体におかれでは、改めて電子申請方式

の活用について一段と取組を推進されるようお願いするとともに、会員企業に対し、改正内容及び電子申請方式の積極的活用について周知されたい。

記

1. 建退共制度関係事務における電子申請方式と証紙貼付方式の選択

元請事業主が建退共制度関係事務を下請事業主から受託する際、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式が混在することによる事務の混乱を避ける観点から、元請事業主は、受注する工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、すべての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めることとしているところである。

この扱いとすることにより、電子申請に対応できない下請事業主が少数でも施工体制に入る場合、元請事業主が電子申請方式の選択を躊躇することとなるとの実態がきかれることから、大半の下請事業主が電子申請方式に対応しているにも関わらず少数の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えないこととする。

なお、その際に、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することがないよう十分に留意することとする。

2. その他

その他、所要の改正を行う。

以上

「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」(令和3年3月30日付雇均発第0330第4号・国不建整第184号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。</p> <p>これまで、「建設業退職金共済制度の加入促進及び履行徹底について」（平成11年3月18日付け労発第41号・建設省経労発第25号）を踏まえ、建退共制度の適正履行の確保に努めているところであるが、依然として、対象労働者への掛金の充当が徹底されていないという実態がきかれるなど、適正な履行を確保していく上で課題がみられる状況にある。</p> <p>こうした中、建退共制度においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の一部改正等により、<u>令和2年10月</u>より、証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となったところである。</p>	<p>建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。</p> <p>これまで、「建設業退職金共済制度の加入促進及び履行徹底について」（平成11年3月18日付け労発第41号・建設省経労発第25号）を踏まえ、建退共制度の適正履行の確保に努めているところであるが、依然として、対象労働者への掛金の充当が徹底されていないという実態がきかれるなど、適正な履行を確保していく上で課題がみられる状況にある。</p> <p>こうした中、建退共制度においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の一部改正等により、<u>昨年10月</u>より、証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となったところである。</p>

また、国土交通省においては、建設業団体と連携して、技能労働者の有する資格や就業履歴などの蓄積を通じて、その能力や経験に応じた適切な待遇を受けられる労働環境の整備等を図る観点から、平成31年4月より建設キャリアアップシステムについて本格的な運用を開始したところである。建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴情報を活用することにより、建退共制度の事務の効率化及び適正履行の確保が期待されるところである。加えて、令和6年12月13日には、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正等に基づき公表された「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」等において、建退共制度に係る確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式の一層の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進を図るとともに、建設業者においても電子申請方式等を積極的に活用すべきとされたところである。

今般、これらを踏まえ、建退共制度における電子申請方式等の事項に関して、令和3年4月以降に発注される工事より、下記の運用を開始することとするので、貴団体におかれでは、下記の事項について御留意の上、建退共

また、国土交通省においては、建設業団体と連携して、技能労働者の有する資格や就業履歴などの蓄積を通じて、その能力や経験に応じた適切な待遇を受けられる労働環境の整備等を図る観点から、平成31年4月より建設キャリアアップシステムについて本格的な運用を開始したところである。建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴情報を活用することにより、建退共制度の事務の効率化及び適正履行の確保が期待されるところである。

今般、これらを踏まえ、建退共制度における電子申請方式等の事項に関して、令和3年4月以降に発注される工事より、下記の運用を開始することとするので、貴団体におかれでは、下記の事項について御留意の上、建退共

<p>制度の適正履行の確保について一段と取組を推進されるようお願いするとともに、会員企業において適切な制度運用が徹底されるよう周知されたい。</p>	<p>平成11年3月18日付け労発第41号・建設省経労発第25号は、廃止する。</p>	<p>記</p>	<p>1～3 (略)</p>	<p>4 元請事業主は、できる限り、建退共制度関係事務を下請事業主から受託し、建退共制度の適切な運用に努めるとともに、下請契約を締結する際には、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、被共済者就労状況報告書等の作成を指導し、その提出を徹底させることにより、下請事業主の建退共制度への加入、正確な就労状況報告の作成、掛金の充当の徹底を促進するよう努めること。その際、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式が混在することによる事務の混乱を避ける観点から、原則として、元請事業主は、受注する工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、すべての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めること。<u>ただし、大半の下請事業主が電子申請方式</u></p>
<p>制度の適正履行の確保について一段と取組を推進されるようお願いするとともに、会員企業において適切な制度運用が徹底されるよう周知されたい。</p>	<p>平成11年3月18日付け労発第41号・建設省経労発第25号は、廃止する。</p>	<p>記</p>	<p>1～3 (略)</p>	<p>4 元請事業主は、できる限り、建退共制度関係事務を下請事業主から受託し、建退共制度の適切な運用に努めるとともに、下請契約を締結する際には、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、被共済者就労状況報告書等の作成を指導し、その提出を徹底させることにより、下請事業主の建退共制度への加入、正確な就労状況報告の作成、掛金の充当の徹底を促進するよう努めること。その際、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式が混在することによる事務の混乱を避ける観点から、元請事業主は、受注する工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、すべての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めること。</p>

に対応しているにも関わらず少數の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない（なお、その際に、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することができないよう十分に留意すること。）。

令和7年1月31日
雇均勧発0131第2号
国不建振第149号

各建設業者団体の長 殿

「「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」
について」の一部改正について

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長
(公 印 省 略)

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
(公 印 省 略)

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）における電子申請方式の活用促進等については「「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」の一部改正について」（令和7年1月31日付雇均勧発0131第1号・国不建振第148号。）にて通知したところ、建退共制度の運用等について定める「「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について」（令和3年3月30日付雇均勧発0330第1号・国不建整第186号。以下「運用通知」という。）についても、下記及び別添1のとおり改正するので、貴団体におかれでは、改めて電子申請方式の活用について一段と取組を推進されるようお願いするとともに、会員企業に対し、改正内容及び電子申請方式の積極的活用について周知されたい。

なお、地方公共団体、各府省庁等及び主な民間発注者団体に対して、それぞれ別添2・3のとおり周知を行っているので、念のため申し添える。

記

1. 建退共制度関係事務における電子申請方式と証紙貼付方式の選択

運用通知別紙「第3 元請事業主が講ずべき具体的措置」においては、建退共制度関係事務を元請事業主が下請事業主から受託する際、一つの現場で電子申

請方式と証紙貼付方式が混在することによる事務の混乱を避ける観点から、元請事業主は、受注する工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、すべての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めることとしているところである。

また、「第4 下請事業主が講すべき具体的措置」においては、下請事業主に対し、方式の選択について元請事業主が選択した方式によることを求めているところである。

これらの扱いとすることにより、電子申請に対応できない下請事業主が少數でも施工体制に入る場合、元請事業主が電子申請方式の選択を躊躇することになるとの実態がきかれることから、大半の下請事業主が電子申請方式に対応しているにも関わらず少數の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えないこととする。

なお、その際に、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することがないよう十分に留意することとする。

2. その他

その他、所要の改正を行う。

以上

参考

「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について(令和3年3月30日付雇均勧発第0330第1号・国不建整第186号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別紙) 建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等</p> <p>第1 建退共制度に関する基本的考え方 1・2. (略) 3. 建設キャリアアップシステムと建退共制度との連携 建設キャリアアップシステムは、現場の生産性向上のほか、建設労働者の技能と経験を登録・蓄積しその処遇等の改善を図ることを目的とするものであり、退職金制度の整備により建設労働者の福祉の増進を目指す建退共制度とは共通の目的を有するものである。 現在、建設キャリアアップシステムは建設業共通の制度インフラとして官民一体で普及・活用が促進されているところ、これに蓄積される建設労働者の就業履歴情報と建退共制度の就労実績報告等が相互に連携されることで、建退共制度の適正履行の確保が図られ、建設労働者一人ひとりの技能、経験を踏まえた更なる処遇改善につながることが期待される。<u>また、建設キャリアアップシステムのメリットである、建設技能者の処遇改善や業務</u></p>	<p>(別紙) 建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等</p> <p>第1 建退共制度に関する基本的考え方 1・2. (略) 3. 建設キャリアアップシステムと建退共制度との連携 建設キャリアアップシステムは、現場の生産性向上のほか、建設労働者の技能と経験を登録・蓄積しその処遇等の改善を図ることを目的とするものであり、退職金制度の整備により建設労働者の福祉の増進を目指す建退共制度とは共通の目的を有するものである。 現在、建設キャリアアップシステムは建設業共通の制度インフラとして官民一体で普及・活用が促進されているところ、これに蓄積される建設労働者の就業履歴情報と建退共制度の就労実績報告等が相互に連携されることで、建退共制度の適正履行の確保が図られ、建設労働者一人ひとりの技能、経験を踏まえた更なる処遇改善につながることが期待される。<u>この点、国土交通省においては、「建設業共通の制度インフラ」として更なる普及・活</u></p>

<p>の効率化に繋がる取組を一層拡大していくため、令和6年7月に「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3カ年計画(CCUS3か年計画)」を公表し、令和7年度には、建設キャリアアップシステムからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能とすることで元請事業主・下請事業主における建退共事務を簡素化させることとしている。</p>	<p>用を促進する観点から、令和2年3月に「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」(以下「官民施策パッケージ」という。)を業界団体との間でとりまとめ、令和5年度には、建退共制度について建設キャリアアップシステム活用への完全移行を目指すこととしている。</p>
<p>こうしたことも踏まえ、建退共制度の一層の適正履行の確保と加入促進を図る観点から、建退共制度における建設キャリアアップシステムを活用した電子申請方式の活用を推進することとする。</p>	<p>こうしたことも踏まえ、建退共制度の一層の適正履行の確保と加入促進を図る観点から、建退共制度における建設キャリアアップシステムを活用した電子申請方式の活用を推進することとする。</p>
<p>4・5. (略)</p>	<p>4・5. (略)</p>
<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p>第3 元請事業主が講ずべき具体的措置</p>	<p>第3 元請事業主が講ずべき具体的措置</p>
<p>1. 建退共制度関係事務の受託等の推進</p>	<p>1. 建退共制度関係事務の受託等の推進</p>
<p>建退共制度は、共済契約者が掛金を納付し、被共済者の退職金を積み立てる制度であるが、他方、建設工事の請負契約は、元請、下請それぞれの間で締結されるものであり、掛金は工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費として、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、請負契約において適正に確保される必要がある。特に、公共工事においては掛金</p>	<p>建退共制度は、共済契約者が掛金を納付し、被共済者の退職金を積み立てる制度であるが、他方、建設工事の請負契約は、元請、下請それぞれの間で締結されるものであり、掛金は工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費として、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、請負契約において適正に確保される必要がある。特に、公共工事においては掛金</p>

<p>納付に係る経費が予定価格の積算に反映されているため、元請事業主は、下請事業主の雇用する被共済者を含め、当該工事に従事する全ての被共済者に対して掛金が充当されるよう措置を講じ得る立場にある。こうした観点からは、元請事業主において、下請事業主による掛金納付を一括して代行し、対象労働者の就労実績に応じ、適正に掛金を充当することが合理的かつ効率的な事務処理であるのみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであり、以下を踏まえて適切に対応すべきこととする。</p> <p>① 公共工事においては、元請事業主は、できる限り、建退共制度関係事務を下請事業主から受託し、その適切な運用に努めること。</p> <p>また、元請事業主による下請事業主の建退共制度関係事務を受託する場合の事務処理の要領について、別添4のとおり、『元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱』を改訂したので、当該要綱に即して適切な事務処理の徹底に努めること。</p> <p>② 元請事業主は、建退共制度関係事務を受託する場合、原則として、工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のいずれかを選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、全ての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行</p>	<p>納付に係る経費が予定価格の積算に反映されていたため、元請事業主は、下請事業主の雇用する被共済者を含め、当該工事に従事する全ての被共済者に対して掛金が充当されるよう措置を講じ得る立場にある。こうした観点からは、元請事業主において、下請事業主による掛金納付を一括して代行し、対象労働者の就労実績に応じ、適正に掛金を充当することが合理的かつ効率的な事務処理であるのみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであり、以下を踏まえて適切に対応すべきこととする。</p> <p>① 公共工事においては、元請事業主は、できる限り、建退共制度関係事務を下請事業主から受託し、その適切な運用に努めること。</p> <p>また、元請事業主による下請事業主の建退共制度関係事務を受託する場合の事務処理の要領について、別添4のとおり、『元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱』を改訂したので、当該要綱に即して適切な事務処理の徹底に努めること。</p> <p>② 元請事業主は、建退共制度関係事務を受託する場合、工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のいずれかを選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、全ての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めるこ</p>
--	---

<p>うよう求めること。ただし、大半の下請事業主が電子申請方式に対応しているにも関わらず少数の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない（なお、その際に、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することがないよう十分に留意すること。）。</p>	<p>と。</p>
<p>なお、特段の事情により、公共工事において元請事業主が受託しない場合には、掛金相当額を下請代金の中に算入した上で、共済契約者である下請事業主において適切に処理がなされるよう指導すること。</p>	<p>なお、特段の事情により、公共工事において元請事業主が受託しない場合には、掛金相当額を下請代金の中に算入した上で、共済契約者である下請事業主において適切に処理がなされるよう指導すること。</p>
<p>2. (略)</p>	<p>2. (略)</p>
<p>3. 建設キャリアアップシステムの活用</p>	<p>3. 建設キャリアアップシステムの活用</p>
<p>① (略)</p> <p>② 電子申請方式を活用する工事において建設キャリアアップシステムを活用する場合においては、システムに蓄積される就業履歴情報を就労実績報告作成ツールに取り込むことによって、より正確かつ効率的に就労実績報告の作成が可能となることから、元請事業主は下請事業主に対してその活用を促進すべきことに留</p>	<p>① (略)</p> <p>② 電子申請方式を活用する工事において建設キャリアアップシステムを活用する場合においては、システムに蓄積される就業履歴情報を就労実績報告作成ツールに取り込むことによって、より正確かつ効率的に就労実績報告の作成が可能となることから、元請事業主は下請事業主に対してその活用を促進すべきことに留</p>

<p>意すること。</p> <p>なお、建設キャリアアップシステムの就業履歴情報の就労実績報告作成ツールへの取込みは、上位の下請事業主等が下請事業主に代わって直接行うことも可能である。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>4. 公共工事における電子申請方式の運用</p> <p>(1) 退職金ポイントの購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 元請事業主は掛金収納書において「建設キャリアアップシステム登録情報」として、事業者登録に関する情報や、就業履歴が蓄積可能な環境の有無等について記載すること。この際、建設キャリアアップシステムに事業者登録を行っている元請事業主においては、建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せの趣旨も踏まえ、当該工事の現場で建設労働者が就業履歴の蓄積等を行うことができるよう、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意すること。</p> <p>なお、元請事業主は、当該工事に従事する建設労働者の建設キャリアアップシステム登録状況を把握するに当たっては、下請事業主から提出を受ける作業員名簿（建設業法施行規則（</p>	<p>意すること。</p> <p>なお、建設キャリアアップシステムの就業履歴情報の就労実績報告作成ツールへの取込みは、<u>当面は、被共済者を雇用する下請事業主が自ら行う必要があるが、今後、上位の下請事業主等が下請事業主に代わって直接行うことができるよう、所要のシステム改修を行う予定</u>である。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>4. 公共工事における電子申請方式の運用</p> <p>(1) 退職金ポイントの購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 元請事業主は掛金収納書において「建設キャリアアップシステム登録情報」として、事業者登録に関する情報や、就業履歴が蓄積可能な環境の有無等について記載すること。この際、建設キャリアアップシステムに事業者登録を行っている元請事業主においては、建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せの趣旨も踏まえ、当該工事の現場で建設労働者が就業履歴の蓄積等を行うことができるよう、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意すること。</p> <p>なお、元請事業主は、当該工事に従事する建設労働者の建設キャリアアップシステム登録状況を把握するに当たっては、下請事業主から提出を受ける作業員名簿（建設業法施行規則（</p>
--	--

<p>昭和24年建設省令第14号) <u>第14条の2</u> <u>第1項第2号チ又は同項第4号チに</u> <u>掲げる事項が記載された書類をいう。</u> 以下同じ。)について、建設労働者の建設キャリアアップシステムの登録状況が記載されたものを利用することが望ましいので参考にすること。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 工事の施工中における就労状況報告、掛金の充当等</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 建退共制度の掛金充当日数のうち、建設キャリアアップシステムの施工体制登録を行った対象労働者に係る就業履歴数とこれらの対象労働者に対する掛金充当の実績とは本来は乖離がないことが想定されているものであることから、元請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との間で相互に齟齬が生じることがないよう、適時に、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者に係る就労状況報告とを比較し、適宜、下請事業主に対して適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴の事後補正を行うことを指導すること。なお、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正については、<u>建設キャリアアップシステムにおいて定める期日までに行う必要があること</u></p>	<p>昭和24年建設省令第14号) <u>第14条の2</u> <u>第2号チ又は同条第4号チに掲げる事項が記載された書類をいう。以下同じ。)について、建設労働者の建設キャリアアップシステムの登録状況が記載されたものを利用することが望ましいので参考にすること。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 工事の施工中における就労状況報告、掛金の充当等</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 建退共制度の掛金充当日数のうち、建設キャリアアップシステムの施工体制登録を行った対象労働者に係る就業履歴数とこれらの対象労働者に対する掛金充当の実績とは本来は乖離がないことが想定されているものであることから、元請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との間で相互に齟齬が生じることがないよう、適時に、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者に係る就労状況報告とを比較し、適宜、下請事業主に対して適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴の事後補正を行うことを指導すること。なお、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正については、<u>就業日の翌月末までに行う必要があること</u>から遅滞なく行うよう留意する</p>
--	---

<p>とから遅滞なく行うよう留意すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. 公共工事における証紙貼付方式の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証紙の受払</p> <p>① 元請事業主は、工事の契約期間中、工事毎に、自社の対象労働者の共済手帳への証紙の貼付、下請事業主に対する証紙の交付の都度、『工事別共済証紙受払簿』に処理状況を記録すること。『工事別共済証紙受払簿』は、(3)のとおり、発注機関に対する提示書類となることに留意すること。</p> <p>なお、『工事別共済証紙受払簿』の様式例は機構が定めているものがあるので、参考とすること（様式第032号参照）。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 建退共制度の掛金充当日数のうち、建設キャリアアップシステムの施工体制登録を行った対象労働者に係る就業履歴数とこれらの対象労働者に対する掛金充当の実績とは本来は乖離がないことが想定されているものであ</p>	<p>こと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. 公共工事における証紙貼付方式の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証紙の受払</p> <p>① 元請事業主は、工事の契約期間中、工事毎に、自社の対象労働者の共済手帳への証紙の貼付、下請事業主に対する証紙の交付の都度、『工事別共済証紙受払簿』に処理状況を記録すること。『工事別共済証紙受払簿』は、(3)のとおり、発注機関に対する提示書類となることに留意すること。</p> <p><u>ただし、元請事業主による『工事別共済証紙受払簿』の作成については、令和3年度内においては、元請事業主による準備が整い次第、運用を開始することとし、令和4年度からは全ての工事において作成すること。</u>なお、『工事別共済証紙受払簿』の様式例は機構が定めているものがあるので、参考とすること（様式第032号参照）。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 建退共制度の掛金充当日数のうち、建設キャリアアップシステムの施工体制登録を行った対象労働者に係る就業履歴数とこれらの対象労働者に対する掛金充当の実績とは本来は乖離がないことが想定されているものであ</p>
---	--

<p>ることから、元請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との間で相互に齟齬がないことがないよう、適時に、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者に係る就労状況報告とを比較し、適宜、下請事業主に対して適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴の事後補正を行うことを指導すること。なお、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正については、<u>建設キャリアアップシステムにおいて定める期日まで</u>に行う必要があることから遅滞なく行うよう留意すること。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>ることから、元請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との間で相互に齟齬がないことがないよう、適時に、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者に係る就労状況報告とを比較し、適宜、下請事業主に対して適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴の事後補正を行うことを指導すること。なお、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正については、<u>就業日の翌月末まで</u>に行う必要があることから遅滞なく行うよう留意すること。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6. (略)</p>
<p>第4 下請事業主が講ずべき具体的措置</p> <p>1. 建退共制度関係事務の委託等の推進</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 元請事業主に建退共制度関係事務を委託して行う場合においては、<u>原則として、受注する工事ごとに、元請事業主が電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択すること</u>となることから、下請事業主は、元請事業主が選択する方</p>	<p>第4 下請事業主が講ずべき具体的措置</p> <p>1. 建退共制度関係事務の委託等の推進</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 元請事業主に建退共制度関係事務を委託して行う場合においては、受注する工事ごとに、元請事業主が電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択することとなることから、下請事業主は、元請事業主が選択する方式によって</p>

<p>式によって対応すること。下請事業主が二次以下の下請事業主から建退共制度関係事務を受託する場合は、二次以下の下請事業主に対し、元請事業主が選択した方式によって行うよう求めること。<u>ただし、大半の下請事業主が電子申請方式に対応しているにも関わらず少数の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えないこととしているので、この点も踏まえ、適切に方式を定めること（なお、併用する際には、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することができないよう十分に留意すること。）。</u></p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>2. 電子申請方式の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事の施工中における就労状況報告等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 下請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との乖離が生じることのないよう、適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正を行うこと。なお、建設キャリアアッ</p>	<p>対応すること。下請事業主が二次以下の下請事業主から建退共制度関係事務を受託する場合は、二次以下の下請事業主に対し、元請事業主が選択した方式によって行うよう求めること。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>2. 電子申請方式の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事の施工中における就労状況報告等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 下請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との乖離が生じることのないよう、適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正を行うこと。なお、建設キャリアアッ</p>
--	--

<p>システムの就業履歴蓄積数の事後補正については、建設キャリアアップシステムにおいて定める期日までに行う必要があることから、遅滞なく行うよう留意すること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>3. 証紙貼付方式の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事の施工中における就労状況報告、証紙の貼付等</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 下請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との乖離が生じることのないよう、適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正を行うこと。なお、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正については、建設キャリアアップシステムの定める期日までに行う必要があることから、遅滞なく行うよう留意すること。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>4・5. (略)</p>	<p>システムの就業履歴蓄積数の事後補正については、就業日の翌月末までに行う必要があることから、遅滞なく行うこと。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>3. 証紙貼付方式の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事の施工中における就労状況報告、証紙の貼付等</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 下請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との乖離が生じることのないよう、適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正を行うこと。なお、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数の事後補正については、就業日の翌月末までに行う必要があることから、遅滞なく行うこと。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>4・5. (略)</p>
--	---